（宛 先）

厚生労働省　医薬・生活衛生局
食品基準審査課　残留農薬等基準審査室　宛

〒100－8916　東京都千代田区霞が関1－2－2
電話　03(5253)1111（内線4289）
03(3595)2423（18時以降）
FAX　03－3595－2432（残留農薬等基準審査室FAX）

寄付金・契約金等受取（割当て）額等回答表

令和 2 年 10月 15 日

令和2年10月28日（水）薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取（割当て）額等について、別紙のとおり回答する。

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現職　東京海洋大学 学術研究院 教授

氏名　佐野元彦

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　住友化学株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　meiji seikaファルマ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式
□ その他( )

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式
□ その他( )

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

（宛 先）

厚生労働省 医薬・生活衛生局
食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 殿 御中

〒100－8916 東京都千代田区霞が関1－2－2
電話 03(5253)1111 （内線4289）
03(3595)2423 （18時以降）
FAX 03－3595－2432 （残留農薬等基準審査室FAX）

寄付金・契約金等受取（割当て）額等回答表

令和 2年10月19日

令和2年10月28日（水） 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取（割当て）額等について、別紙のとおり回答する。

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現職 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
氏名 瀧本秀美

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　住友化学株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　meiji seikaファルマ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　ダウ・アグロサイエンス日本株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　— 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　— 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　— 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　エフエムシー・ケミカルズ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　— 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　— 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　— 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

（宛 先）

厚生労働省　医薬・生活衛生局
食品基準審査課　残留農薬等基準審査室　宛御中

〒100－8916　　東京都千代田区霞が関1－2－2
電話　　03(5253)1111（内線4289）
　　03(3595)2423（18時以降）
FAX　　03－3595－2432（残留農薬等基準審査室FAX）

寄付金・契約金等受取（割当て）額等回答表

令和 2 年 10 月 23 日

令和2年10月28日（水）薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取（割当て）額等について、別紙のとおり回答する。

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現職　明治薬科大学　特任教授

氏名　江山 敏彦

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　住友化学株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　meiji seikaファルマ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　ダウ・アグロサイエンス日本株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　エフエムシー・ケミカルズ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

（宛 先）

厚生労働省 医薬・生活衛生局
食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100－8916 東京都千代田区霞が関1－2－2
電話 03(5253)1111 （内線4289）
03(3595)2423 （18時以降）
FAX 03－3595－2432 （残留農薬等基準審査室FAX）

寄付金・契約金等受取（割当て）額等回答表

令和 2 年 10 月 19 日

令和2年10月28日（水） 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取（割当て）額等について、別紙のとおり回答する。

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現 職 国立医薬品食品衛生研究所 食品部 第一室長
氏 名 根本 了

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　住友化学株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　meiji seikaファルマ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): ダウ・アグロサイエンス日本株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式
□ その他( )

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): エフエムシー・ケミカルズ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む) □ 研究契約金 □ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料 □ 原稿執筆料 □ 当該企業の株式
□ その他( )

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

（宛 先）

厚生労働省　医薬･生活衛生局
食品基準審査課　残留農薬等基準審査室　宛

〒100－8916　　東京都千代田区霞が関1－2－2
電話　　03(5253)1111（内線4289）
　　03(3595)2423（18時以降）
FAX　　03－3595－2432（残留農薬等基準審査室FAX）

寄付金･契約金等受取(割当て)額等回答表

令和　2 年　10月　23 日

令和2年10月28日(水) 薬事･食品衛生審議会食品衛生分科会農薬･動物用医薬品部会
以下の申請に係る企業からの寄付金･契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現 職　日本生活協同組合連合会組織推進本部長

氏 名　二村 睦子

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　住友化学株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→　受取の有無: □　有り　☑　無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　　当該年度における受取額

□　平成30年度　　□　50万円以下

□　令和元年度　　□　50万円超～500万円以下

□　令和2年度　　□　500万円超

【受取額の内訳】

□　寄附金(奨学寄付金含む)　□　研究契約金　□　コンサルタント料・指導料

□　特許権・特許使用料・商標権による報酬

□　講演料　□　原稿執筆料　□　当該企業の株式

□　その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→　該当の有無: □　有り　☑　無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→　該当の有無: □　有り　☑　無し

特記事項

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　meiji seikaファルマ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→　受取の有無: □　有り　☑　無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　　当該年度における受取額

□　平成30年度　　□　50万円以下

□　令和元年度　　□　50万円超～500万円以下

□　令和2年度　　□　500万円超

【受取額の内訳】

□　寄附金(奨学寄付金含む)　□　研究契約金　□　コンサルタント料・指導料

□　特許権・特許使用料・商標権による報酬

□　講演料　□　原稿執筆料　□　当該企業の株式

□　その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→　該当の有無: □　有り　☑　無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→　該当の有無: □　有り　☑　無し

特記事項

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→　受取の有無: □　有り　☑　無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　　当該年度における受取額

□　平成30年度　　□　50万円以下

□　令和元年度　　□　50万円超～500万円以下

□　令和2年度　　□　500万円超

【受取額の内訳】

□　寄附金(奨学寄付金含む)　□　研究契約金　□　コンサルタント料・指導料

□　特許権・特許使用料・商標権による報酬

□　講演料　□　原稿執筆料　□　当該企業の株式

□　その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→　該当の有無: □　有り　☑　無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→　該当の有無: □　有り　☑　無し

特記事項

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

企業名（申請企業等）：　ダウ・アグロサイエンス日本株式会社

● 寄付金・契約金等の受取（割当て）額　→　受取の有無：☐ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　　当該年度における受取額

☐ 平成30年度　　☐ 50万円以下
☐ 令和元年度　　☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和2年度　　☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金（奨学寄付金含む）　☐ 研究契約金　☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料　☐ 原稿執筆料　☐ 当該企業の株式
☐ その他（　　）

● 申請資料等の作成に密接に関与　→　該当の有無：☐ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→　該当の有無：☐ 有り　☑ 無し

特記事項

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名（申請企業等）：　エフエムシー・ケミカルズ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取（割当て）額　→　受取の有無：☐ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　　当該年度における受取額

☐ 平成30年度　　☐ 50万円以下
☐ 令和元年度　　☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和2年度　　☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金（奨学寄付金含む）　☐ 研究契約金　☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料　☐ 原稿執筆料　☐ 当該企業の株式
☐ その他（　　）

● 申請資料等の作成に密接に関与　→　該当の有無：☐ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→　該当の有無：☐ 有り　☑ 無し

特記事項

（宛 先）

厚生労働省　医薬・生活衛生局
食品基準審査課　残留農薬等基準審査室　宛

〒100－8916　東京都千代田区霞が関1－2－2
電話　03(5253)1111（内線4289）
03(3595)2423（18時以降）
FAX　03－3595－2432（残留農薬等基準審査室FAX）

寄付金・契約金等受取（割当て）額等回答表

令和2 年10 月22 日

令和2年10月28日（水）薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取（割当て）額等について、別紙のとおり回答する。

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現 職　元（一社）日本植物防疫協会 技術顧問
氏 名　宮井 俊一

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　住友化学株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　meiji seikaファルマ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　ダウ・アグロサイエンス日本株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　エフエムシー・ケミカルズ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り　☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

当該年度における受取額

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】

□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り　☑ 無し

特記事項

（宛 先）

厚生労働省 医薬・生活衛生局
食品基準審査課 残留農薬等基準審査室 宛

〒100－8916　東京都千代田区霞が関1－2－2
電話　03(5253)1111（内線4289）
03(3595)2423（18時以降）
FAX　03－3595－2432（残留農薬等基準審査室FAX）

寄付金・契約金等受取（割当て）額等回答表

令和 2 年 10 月 15 日

令和2年10月28日（水）薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取（割当て）額等について、別紙のとおり回答する。

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

④食品中のフェンブコナゾールの残留基準の設定について

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

現職　静岡県立大学

氏名　吉成 浩一

①食品中のエタボキサムの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　住友化学株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

②食品中のオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　meiji seikaファルマ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

③食品中のチオキサザフェンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等):　バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無: □ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度
□ 令和元年度
□ 令和2年度

□ 50万円以下
□ 50万円超～500万円以下
□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無: □ 有り ☑ 無し

特記事項

④食品中のフェンプコナゾールの残留基準の設定について

企業名(申請企業等)：　ダウ・アグロサイエンス日本株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無：□ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無：□ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無：□ 有り ☑ 無し

特記事項

⑤食品中のプロクロラズの残留基準の設定について

企業名(申請企業等)：　エフエムシー・ケミカルズ株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額　→ 受取の有無：□ 有り ☑ 無し

受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度　当該年度における受取額

□ 平成30年度　□ 50万円以下
□ 令和元年度　□ 50万円超～500万円以下
□ 令和2年度　□ 500万円超

【受取額の内訳】
□ 寄附金(奨学寄付金含む)　□ 研究契約金　□ コンサルタント料・指導料
□ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
□ 講演料　□ 原稿執筆料　□ 当該企業の株式
□ その他(　　)

● 申請資料等の作成に密接に関与　→ 該当の有無：□ 有り ☑ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係　→ 該当の有無：□ 有り ☑ 無し

特記事項